

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされ、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願ひいたします。

ださい。

三月二日に、「私の履歴書」というのに安藤忠雄さんという人が書いているんですが、祖父が他界し、祖母と二人きりの生活になった、祖母は小言は余り言わなかつたが、うそを言うな、約束を守れ、人に迷惑をかけるなとうるさく言われた。私もこう言われました、おばあちゃんに。これが日本人の田舎の原点です。覚えておいてください。

コメントがあつたら、大臣、どうぞ。

○鹿野国務大臣 非常に大事なことだと思つております。

○谷川委員 これも二月二十五日の日経ですが、

「せつかくマニフェスト選挙が定着し、民主主義の成熟が期待されたのに、肝心のマニフェストが欠陥品だった。これを未成した民主党の責任は大きい。」こう書いているんです、念のために。答えは要りません。

それで、諫干についての質問ですが、実は私は昭和六十二年に長崎の県議会議員になり、ずっと当選以来、諫干、諫干、諫干。ずっとです。五十五年かけてようやく完成しました。その後、長崎県連の自民党の幹事長になり、議長になつたの

で、人より、皆さん方には理解できないような思い入れがあります、諫干については。まずこれを御理解ください。

そして、衆議院議員は四百八十人いらつしやるんですけど、予算委員会で実はやりたかつたんです。どうしても理解がもらえませんでした。それは長崎のローカルな問題だよというとらえ方しかしてくれないんです。ですが、私は残念でならないの

は、これは決してローカルな話じやありません。

皆さん方の近くの公共事業をちょっと頭に描いてください。新幹線であれ、スーパー林道であれ、何であれ、だれの地元にも公共事業はあります。

法的手続を踏んで、アセスをして、周辺の理解をもらうために二百八十億という補償金を払い、一生懸命苦労して苦労して苦労してでき上がつた、

国家の威信をかけて。そして、裁判官を、できるなら、三権分立だから、おれはここに呼びたいんだよ、参考人で。これも、もし可能なら次の機会にやらせてください。三権分立だから、おかしい

裁判だったら、それを質問していいでしよう。まあとにかく、それはおいておいてね。

それで、何が悪かったのかなと僕は思うんだけど

れども、とにかく運悪く、地裁、高裁で負けた。これは負けたんだから。ただし、今からくる述べていますが、祈るような気持ちで、最後のよりどこに、最高裁に上げていただきたい、こういふ思いが地元にはあるんです。理由は後で説明していくます。しかし、総理が自分の一存でそれをけ飛ばして、上げなかつた。

今からずっと言つていきますが、農林大臣も官房長官も、上げるという意見だつたでしょう。それを、総理の、要するに環境族というのか、諫干について公共事業の悪玉のターゲットにしたという歴史というのか、その瞬間は総理であることを忘れてはいるんですよ、私に言わせたら。いまだに野党の党首の気持ちだつたんでしょう、ばあんとけ飛ばしているんだよね。それを今から説明していきます。

なぜこんなに怒るかというと、わかつていただきたいのは、これは大事なことですよ。大臣、わかつてくださいよ。ちょっとだけ諫早の市民になつたつになりましたくくださいよ、ちょっとだけ。

皆さん、そこにいらつしやる人たちは、諫早といふのは、阿蘇山が何万年か前に噴火した湯が物すごく詰まっているんだ、有明海の底には。それが、日本一の六メーターという干溝の差、激流でどおつと本明川のあの川口に持つていくんだけよ。たまたま詰まっているんだよね、こうして。ふさぐんですよ、水路を。

だから、地元の人たちは苦労して苦労して、江戸時代から、ずっと昔から、みお筋をつくつていのよ、泥まみれになつて。それを、苦労して苦しんで、こういう生活は嫌だと。昭和三十二年に大水害で何百人と死にました。そういうのを踏まえて、何とかしてと、苦労して苦労して、五十五年かかってつくつたんです、これは。それで、ようやく水害の恐怖から今逃れ出たところなんですよ。それをあのとおりにつぶした。

それを前提に話をさせていただきますが、これは、判決があつた次の日の、去年の十二月十六日の読売新聞です。

仙谷官房長官や農水大臣も開門調査は必要と考えたが、當時五年間の開門を求める高裁判決は乱暴として、上告に前向きな姿勢だった。にもかかわらず総理が押し切つた背景には、上告すれば変節と批判される、世論を強く意識した側面があると見られる。ただ、総理が決断の前に、関係者と議論を尽くしたり、根回ししたりした形跡はう

かがえない。地元の長崎県側にも事前連絡はなく、県幹部は、テレビで初めて知つた、ひどい話だと言つていた。西岡参議院議長は、記者発表後に首相から電話を受けたが、開門は認められないと首相に怒りをぶつけた、あけたら何が起ころかわからぬ、かんかんだった。こう言つているんです。

常時開門には六百億以上の対策費が必要との試算もあり、補償金などとあわせ、予算確保も課題になる。首相の念頭に、具体的な対策が想定されている様子はなく、政府内では、三年後の開門時に菅さんが首相でいる可能性は低いから決められたんだ、こういう見方もささやかれている。こういうふうに言つているんです。

諫早湾干拓を実施した農林水産省は、上告断念は、漁業被害との因果関係を認めた福岡高裁判決が確定し、同省の事業を国が否定したことを意味する。こういうふうにも書いているんです。

地元紙には、民主党の検討チームが十五日に発足した。会合の冒頭で、筒井副大臣は、開門調査は判決にかかわらず行い、排水門開放の判決が出た場合には、上告することで官房長官とは合意していた、こう説明した。こう書いているんです。これを頭に入れておいてくださいね、まず。

そして、これは公明党の遠山委員の質問ですが、二十三年、ことしの二月三日の予算委員会の質問の議事録ですが、農水大臣は、一月二十三日、諫早湾にみずから赴かれ、農水大臣御本人としても、上訴するよう総理にお願いしたが、総理の決断で上訴を断念した、なぜ、これだけ地元が反対するのに、農水大臣も反対するのに、この判決を確定

する上訴を断念したのかという質問に対し、ノリノリの被害は出ましたけれども、その後、何年か後に大豊作だったんですよ。もし諫早が関係あるんだつたら、ずっと不作なんだよ、本当は。そういうふうに事実を全く把握していないんだよ、か後ろに大豊作だったんですよ。もし諫早が関係あるんだつたら、ずっと不作なんだよ、本当は。それを言つてます。

ノリの被害は出ましたけれども、その後、何年か後ろに大豊作だったんですよ。もし諫早が関係あるんだつたら、ずっと不作なんだよ、本当は。そういうふうに事実を全く把握していないんだよ、か後ろに大豊作だったんですよ。もし諫早が関係あるんだつたら、ずっと不作なんだよ、本当は。この人は。だから、私は残念でなりません。いかがですか、ここまでで。私たちの残念だという気持ちを含めて、大臣、もうちょっと頑張ればよかつたなと思いませんか。

○鹿野国務大臣 今、諫早湾に長い間取り組んでこられた谷川先生の思いをお聞かせいただきました。

そういう中で、昨年の十二月の六日、お話をとおりに、福岡高裁判決が出されたわけでありまして、この判決を重く受けとめられて、総理の判断で上告を行わないということが決定されたわけでした。

いろいろと、お話をとおりに、この間、政府内でも協議が行われたわけでありまして、農林水産省といたしましては、判決の主文の内容というふうなものが不明確だということもございまして、防災なり営農なり漁業への影響というものが懸念されるという問題点があるのではないか、こういうようなことから、上告をした上で、原告側及び関係者の間で和解による解決を求めていつたらどうか、このような方針というふうなものが望ましいということを総理にも御説明をいたしましたところ

総理自身も、今申し上げたような問題があることを十分に理解をしてもらつた上で、開門によりまして地元の方々に不利益を強いることがないよう対策をしつかりとどるということを前提として、菅内閣として上告をしない、こういうような総合的な判断に立つたものと思つておるところでござります。

○谷川委員 では、個別にお尋ねしますが、福岡高裁の判決には問題点があります。

一月三日の日経新聞に、「三度目の奇跡」という記事がありました。七十年前の日米開戦前夜に、日本と英米の経済力は一対二〇という正確な日本の国力を予想し、持久戦には耐えられないという報告書を陸軍首脳は黙殺しました。その報告は葬り去られ、戦争になり、悲惨な結果になつたんですね。詳細な分析も行わぬ、現実も直視しない判断がどんなに悲惨な結果をもたらすか、歴史が証明しているわけですね。

今回の諫干工事差し止め等請求事件の福岡高裁判決は、諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門を五年間開放することを國に命じています。

この判決には多くの問題があるので、以下述べますが、防災について、潮受け堤防締め切り後は、調整池をマイナス一メートルの水位で管理するので、海水の週上がなくなり、潟土の堆積がなく、常に排水は大幅に改善されているんです、それで、高潮被害もなく、湛水被害いるんです。それで、高潮被害もなく、湛水被害も大幅に改善され、地域の人たちは安心な生活を送っているんですが、その防災機能は十分発揮されているのにかかわらず、この判決は、潮受け堤

防の防災機能は限定的と言つているんです。限定的と言つてはいる。

整備途中の本明川の平成十七年の整備状況を見て、常時排水の改善を防災機能として評価するのは困難だと言つているんです。完成していないんだから、まだ。途中を見て困難だと言つているんです。

それから、気象予報は八十三回のうち二十五回しか当たっていないというデータがあるので、相当程度実績と符合する予報と判断し、その予報をもつて、必要なときには閉めればいいじゃないか、こう言つているんですね。当たつていない天気予報をもとに、前もつて閉められる、こう言つているんです。

また、當農については、代替水源確保の具体策はないんです、ないんですよ。行って調べて、ここにあると教えてください、あるんだつたら、にもかかわらず、かんがい用水確保のための潮受け堤防締め切りが必要不可欠とは言えないと判決では言つている。塩害、潮風害の危険性は認めないと、事実を無視した判断がされているんですね。この判決は。

漁業についても、短期開門調査時に漁業被害があつたのに、排水門の常時開放によつて漁業被害が発生する具体的危険性は認められないと言つてはいるんです。参考人として呼ばれないかな、この裁判官は。ここも非常に重大ですよ、事業開始前に漁業補償を補償契約に基づいて行つているにもかかわらず、原告には物権的請求権をあると言つているんですよ、この判決は。

言い出せば切りがありません。数多くの問題点を含む判決であります。知つてゐるのかな、総理は、知らぬのでしょうかよ、恐らく、勘でやつたんでしょう、菅だから。

このように問題がある判決について、農林水産大臣はどのようにお考えなんですか。判決について。

○鹿野国務大臣 いろいろ先生から今お話をあつたわけでありますけれども、基本的に、重ねて申し上げますけれども、高裁判決を重く受けとめた、こういうふうなことが一つの判断であつた、このように受けとめをいたしておるわけでありますが、その際に、防災上また當農上、漁業者の方々に対する影響というふうなもの、これはしつかりと対応策をしていかなきやならない。こういうことについて非常に重要な課題である、こういうふうなことが総理自身にも十分わかつていただいた上で、の総理の判断であつた。

こういうようなことで、開門により、地元の方々に不利益を強いることがないように万全の措置を講ずるというふうなことが、当然総理からも指示があるのでござりますので、そのことを前提として上告を断念した、上告を行わなかつた、こんな受けとめ方を私どもはしておるところでござります。

○谷川委員 特に副大臣は、大臣ももちろんですが、全部わかつてはいると僕は思つてゐるんです。私と全く同じ世界の人ですよ、考え方は、顔を見かかわらず、原告には物権的請求権をあると言つてわかりますよ、僕は。ただ、立場が違う。座つている場所が違うから、けんかしなきやしょが

ないんです。同類ではあっても、僕は、きょうは激しく言わざるを得ません。わかつてください、立場が違うんです。わかつた上で言つてるので、たちが悪いんですよ。相手の気持ちはようわかっているんですから、僕は。

しかし、菅さんという人は変わつてゐるよ、本当に。それは、野党のときは何を言つてもいいんですよ。しかし、船長としていすに座つたからには、天下万民のためにやるべきなんですよ。切りかえるべきなんですよ、頭の中は。それを、切りかわつていいない。この判決の瞬間は環境族の党首になつたんだよ。そうとしか思えません。

もっと詳しく述べていただきますと、まず三つあるんです。防災上どうにもならぬということと、水が塩水に変わつて當農できないということと変わりはないんですよ。ということと、一番、皆さん方、だれも理解してくれないんだけれども、江戸時代から當々とさつき言つたような干拓を繰り返してきたので、ちつちやな樋門をつくり、ちつちやな樋門をつくりしてきたので、満水時よりマイナス一メーターの田畑が二千七百ヘクタールあるんですよ。これが、ここに潮受け堤防ができたために、長年かかつて塩分が抜けて立派な畑になつていて、二千七百ですよ。新しい土地は六百七十かな。二千七百。それが、またあけたら塩水があつと来て、またもとに戻る。恐らく皆さんも、そのことが全然わかつておらぬと思いますよ。わかつておらぬと思ひますよ。そうしたら、ここに田んぼを持つてゐる人は喜んで、よし、今から、稻だけじゃなくて野菜もできる、果物もできると喜んでここでつくつておつたんだから、ニンジンとか野菜も含めて。それがまた稻しかできなくなるんですよ、これをあけることによつて。それもわかつておらぬと思ひますよ、僕は。

何を質問しても、こんなふうに言つてゐるんだよ。もうあきれるんだよ。総理は、原稿は自分で書いていませんけれどもね。「開門に伴い防災上の悪影響が生じないよう、」どんなにしたらできるんだよ、あんなことが。開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要な対策を講じていく考え方でと、こう言つてゐるんですよ。全部ですよ、全部の答弁に。読んでください、そこに配つていますから。全部、二十三項目の地元の質問に対する、総理はほとんどこれ

で答えてゐるんだよ、答えは。あなたは目がきれいですねと、朝から晩までずっと言つてうれしいですか、言われた方は。変わつてますよ、この人は。皆さんもおつき合いするのは大変ですよね。

怒つても一緒だから、質問していきます。

まず、三つある。防災上どうにもならぬことと、水が塩水に変わつて當農できないことと変わりはないんですよ。ということと、一番、皆さん方、だれも理解してくれないんだけれども、江戸時代から當々とさつき言つたような干拓を繰り返してきたので、ちつちやな樋門をつくり、ちつちやな樋門をつくりしてきたので、満水時よりマイナス一メーターの田畑が二千七百ヘクタールあるんですよ。これが、ここに潮受け堤防ができたために、長年かかつて塩分が抜けて立派な畑になつていて、二千七百ですよ。新しい土地は六百七十かな。二千七百。それが、またあけたら塩水があつと来て、またもとに戻る。恐らく皆さんも、そのことが全然わかつておらぬと思いますよ。わかつておらぬと思ひますよ。そうしたら、ここに田んぼを持つてゐる人は喜んで、よし、今から、稻だけじゃなくて野菜もできる、果物もできると喜んでここでつくつておつたんだから、ニンジンとか野菜も含めて。それがまた稻しかできなくなるんですよ、これをあけることによつて。それもわかつておらぬと思ひますよ、僕は。

何を質問しても、こんなふうに言つてゐるんだよ。もうあきれるんだよ。総理は、原稿は自分で書いていませんけれどもね。「開門に伴い防災上の悪影響が生じないよう、」どんなにしたらできるんだよ、あんなことが。開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要な対策を講じていく考え方でと、こう言つてゐるんですよ。全部ですよ、全部の答弁に。読んでください、そこに配つていますから。全部、二十三項目の地元の質問に対する、総理はほとんどこれ

の一日に六千立米の淨化した水を使えと言つけれども、淨化してつくつた、タマネギやニンジンを買ふとします。民主党の先生方が優しいから買つてくれるとします。ところが、使えないんですよ。上限が一 ppm となつてゐるんだけれども、この機野菜だよ、水がきれいだよ、こんなにして売つているんだよ。それを、うんこを処理した水でつくるんだと言つて、だれが買ふんですか。仮にそれが買ひますか。今、ブランドというの、有

くつたんだと言つて、だれが買ふんですか。仮に買うとします。民主党の先生方が優しいから買つてくれるとします。ところが、使えないんですよ。上限が一 ppm となつてゐるんだけれども、この水は 8 ppm ぐらいあるから使えないんだよ。そんなのを使えと言つてゐるんだから。

いかがですか。副大臣に今度は聞こうかな、大臣ばかりせんで。わかつてゐるから、交代交代やつてくださいよ。どうせわかつてゐる人に私はあえて質問してゐるんですから。どうするんですか。できると言つけれども、できないんですよ。防災も水もない。それから、こつちの旧干拓地の土地も使えない。これをどうしてやると言つうんですか。○筒井副大臣 今の先生の言われること、多くがどうかほとんどが理解できる御主張だというふうに思つております。

そして、この判決は、防災上やむを得ない場合を除いて三年以内に五年間開門せよというのが主文でございまして、国が直接拘束されるのはその部分でございます。その部分だけでござります。それ以外の判決の理由中に示されたことに法的に拘束されるわけではない。

ただ、その拘束される主文中のものでも、「防災上やむを得ない場合」というのは具体的にはどういう場合なのか。これを厳密に考えていけば、

いろいろな考え方があるわけでございますし、五年間開門といつても、開門の方法もまたいろいろなやり方があるわけでございまして、今環境アセスをやっているところでございますが、そこで、先生御存じのとおり、三ケースで今調査をやっているわけでございまして、全面開門、段階的開門、そして一部開門、これらの場合にどういうふうな影響を与えることになるのか。その開門のやり方、開門の程度、それと防災、営農対策、漁業対策は相関関係にあるわけでございまして、それに対してもどういうふうにやっていくかということが厳密に確定をしなければいけないわけでございます。

そして、今の先生の水の問題について申し上げる前に、もう先生もこの点は十分御存じだと思っておりますが、農水省も今、環境アセスの素案が五月に出るから、その素案が出てから具体的な開門の時期、方法、事前対策の中身、これらを確定していきたいというふうに考えているわけでございまして、その環境アセスの素案が出る前に、そういう中身を具体的に出せという要求を農水省が受けているわけでございますが、しかし、それはできなない。科学的知見に基づいたその調査の結果に基づいて、開門の方法、対策等を打ち出していくんだという形、そういう姿勢をはつきりしているわけでございます。だから、それまでは具体的な対策の中身とかそういうものを申し上げることは差し控えたいと思つております。

しかし、水の問題に関しましては、営農上の問題としても極めて重要な問題でございまして、もうこれも先生御存じのとおり、別の水源を探す、

河川水を探す、それから、先生も先ほど言われました汚水処理水を浄化して使う、あるいは地下水を使う、今までもそれらのことが検討されているわけでございますが、いずれも、これも先生おつしやるどおり、非常に難しさを伴つていて。

今挙げた三つの水源以外に、水以外に他の方法がないのか、他の方法があるとして、それがどのような形をやれば可能なのか、これも含めて検討をしていかなければいけないというふうに考えております。

○谷川委員 冷静にやろうと思つたんですが、立つたらやはりかつかしまして、頭が、整理がつかなくなつて困つているんです。

一番考えていただきたいのは、福岡高裁の矛盾点なんですよ、矛盾点。何で、何回も言いますが、潮受け堤防は洪水や高潮などの防止に一定の役割を果たして、ここのことは何なのかなと思うんだよね、僕は。

要するに、農水省が、菅首相の顔色を見て、まともに裁判で自分たちの主張をしなかつたのか、もしかしたら。裁判記録をずっと読んでみてくださいよ。あける必要はないんだという、ああいう結果にならぬような反論は余りしていいんじゃないですか。

○筒井副大臣 副大臣、この辺にコメントはありませんか。農水省はサボったのかな、裁判のときに。

○筒井副大臣 この潮受け堤防自体を農水省が主体となつて建設したわけでございますから、その必要性についての主張に今の点は絡むわけでございまして、農水省は一生懸命その立証のために努めます。

力したというふうに思つておりますし、直接は法務省の検事が、訟務検事が裁判所に出ていつてやるわけでございますが、そういう場所で主張すべきものはきちんと主張した、そういうふうに考えます。

○谷川委員 それでは、もうちょっと具体的に、抽象論だけで終わつてはかないませんので、具体的に話を聞きます。

例えば、小潮のときに一週間近く排水できない場合があるんですよ。正確な週間予報が期待できない中でどうして防災機能が確保できるのか、具体的な排水門の管理方法を示してくださいという御質問を總理にしたときに、どんなお答えだか御存じだと思いますが、開門に伴い防災上の悪影響が生じないよう、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合うとともに、必要となる対策をさつきと全く一緒なんですよ。こればかり答えるんですよ、何を質問しても。

大臣、副大臣は普通の人ですから、前大臣の山田先生も弁護士ですから、知恵をかりて、この変わつた人を何とか説得する方法というのはなかつたんですね。変わっていますよ。何を聞いてもこの答えだからね。幾ら人に書かせたにしても、自分の回答書を出すときには読んではいるでしょう。どう思いますか。全部これですよ、答えは。そのことについて。

○筒井副大臣 それは先生のおつしやるとおりでございますが、ただ、やむを得ない点もありまして、それを具体的に、小潮の場合、大潮の場合、それぞれの状況がどうなるのかを言うためには、

開門の方法、程度、これに影響されるわけでございます。いまして、今三ケースで検討しておりますから、それぞれについてどういう開門の方法をするのか、これに影響されるわけでございます。

同時に、そのことは、事前対策をどの程度どういうふうにとらなきやいかぬかも影響するわけございますから、環境アセスの素案の結果が出てからだという点は、首相に限らず、農水省の方

としても、その前は具体的にはなかなか御説明をすることができないというふうに考えておりまして、原告弁護団の皆さんからの強い要求もあるんです、その場合もそういうふうにお答えをしているところでございます。

○谷川委員 副大臣は環境のアセスばかり言つていますが、それなら、環境アセスの結果が出るまで上告して様子を見るという手は、普通の人の考える手ですよ。確定してしまっては重いですよ、選択が狭まるんだから。

それなら、そういう一步前に、何で決断する前に地元と話し合つてくれなかつたんですか。ここがポイントですよ。地方分権、地方分権と言つて、あれは選挙の票をもらうために言つているんですか。本当は地元なんかの人の意見を聞く気はさらさらないですか、民主党というのは。何で寄つてかかつて総理を説得してくれなかつたんですか。

○鹿野国務大臣 今、どうして前もつて話がなかつたか、こういうことでございます。この点につきましては、私も一月二十三日、長崎県に参りました。同時に、私ども、前もつて何の話もしなかつたということについてはまことに申しわけございませんでしたと心からの陳謝をさせていただいた次第であります。

○谷川委員 それでは、時間も迫つてきたので、判決全体について、開門による漁業被害解消の可能性について、判決では、開門により漁業被害が解消されるかについて定量的かつ科学的に全く証明されていない、国は開門すれば漁業被害が解消するかどうかについて、どう考えておられるのか、科学的根拠について、具体的に示していただきたい、開門が新たな被害を地域にもたらすことは確定的であるにもかかわらず、国は漁業被害が解消されるか否か定かでない開門をあえて行う必要があると考えるのか、考えを示していただきたいと

いうふうに總理に質問した。書いていますから読んでくださいね、そこに配つていますから。回答書は、開門は、諫早湾及び有明海の環境に対して、負の影響を与える可能性がある一方、海水と調整池の水が混合することなどにより漁場環境が改善する可能性があると考えられます、開門による漁業への影響について、現在実施している環境アセスにおいて検討しているところです、これだけ答えているんです、これだけ。

漁業被害が解消するかどうかについて、科学的根拠に基づいて具体的に示すよう尋ねているのに、

これじゃ回答になつていないのでしょう。日本語がわからないのかな、もしかしたら。

それで、アセスで検討すると答えていた人が、開門による負の影響と改善する可能性の正の効果を比較考量すらせし、開門のみ決めたのか。これらについて具体的な科学的根拠があるのか具体的に示してくれ、こう言つてはいる。示してくれませんか。

○鹿野国務大臣 先生からの御指摘の点につきましては、筒井副大臣から答弁をいたしましたとおりに、いわゆる開門する際に三つの方法、そういうふうなことが検討されるわけになりますけれども、防災上、また営農上、そして漁業に対してどういう影響を与えるかというようなところをやはりしっかりと把握しながら対処していくかなきやならない。そういうことから、環境アセスの素案というふうなものの中で一つ具体的な形で御提案をさせていただく、こういうようなことになるものと思つて、いるところでございます。

○谷川委員 では、環境アセスについてお尋ねしますが、仮に、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなつた場合、国はどうするのかといふように質問しているのに、回答書では、開門に当たつては、環境アセスの結果を踏まえて、また同じですよ、防災、営農、漁業への影響に十分配慮し、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、ここでよく関係者と話しあうんですよ、この人は、政府と一体となつて万全の対策を講じることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう誠意を持って取り組んで

いく、こう答えるんです。

開門の是非を検討する本来の環境アセスの性格からすれば、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなる場合も想定されるんです。その場合の国の対応を質問しているのに、総理はこれに回答していません。総理は、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなる場合は想定していないのか、最初から結果ありきの環境アセスを考えているのか、答えていいんです。かわりに大臣が答えてくれませんか。何かコメントはありませんか。

○鹿野国務大臣 重ねてのということになるかも知れませんけれども、現在、環境アセスにおきまして、開門の方法として三つのケースを選定いたしました、それぞれの方法ごとに影響の予測、評価というふうな対策を検討しているところでございます。

そして、この環境アセスメントを踏まえて、調

整池周辺低平地の排水や既設堤防等に防災上の悪影響が生じないよう、また、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うことによりまして、調整池周辺低平地の排水ポンプの設置、既設堤防の改修等の対策を講じていくというような考え方方に立っているところでございます。

いずれにいたしましても、本年の五月にこの結果案を取りまとめた段階におきまして、長崎県関係者とも十分説明をさせていただきながら進めていかなきやならないことだと思つておるところでございます。

○谷川委員 なかなか納得できないんですが、具

体的検討や方策を持たないまま開門を判断したと私は思つてゐるんです、総理が何と答えようが、いろいろな新聞記事を見たり、いろいろなデータを集めて、ああ、この人は実態を何も把握しないで、ただ自分の主義主張のためにやつたんだとか。上告しないということを僕は言つているんです、ずっと。なぜ上に上げなかつたのかと。

例えば、この病院に行つてあなたはがんだから死ぬよと言われたら、こに行つたら助かると思うじやないですか、もしかしたら。思いませんか。ここに行つたら助かるかもしだらと思うじやないですか。一緒ですよ。地裁で負けた、高裁に上げたい。高裁で負けた、上げて上げて上げて。関係者は歎くをするんですよ。それが、全く何の調査もしないで、自分の主義主張だけでほんとやられたら、地元は泣くに泣けないんですよ。そのところをよくわかつてくれぬといかぬですよ、理屈を言う前に。

ですから、そのところを踏まえて僕は言つてゐるんですが、福岡高裁の判決では、諫早湾及びその近傍以外の海域においては、本件潮受け堤防の締め切り等による潮流速の有意な減少を認めることはできず、成層度の強化や底層の貧酸素の促進は認めるに至らない、こう言つてゐるんです。以上の次第であるから、本事業と環境変化との関係を高度の蓋然性を持つて認めるることはできまいとしておるんです、判決は。

それなのに、諫早湾干拓事業の潮受け堤防締め切りと諫早湾口、近傍漁業被害との因果関係は認められないと言つてゐるのに、総理は、県の質問

状に対する回答では、「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解説」がされていない、要するに、原因は不明と回答されているんです。

それを、この間の二月三日の衆議院予算委員会において、遠山議員の質問に対し、何度も現地に足を運び、その間、長崎に限らず、福岡、佐賀、いろいろな方々から、ノリの被害など、ここも全然違う、ノリは諫早とは関係ないんだよ。わかつてください。調べてください。諫早ができた後、ノリは史上空前の豊作になつてゐるんだから、関係ないでしよう。それを総理は、予算委員会の答弁でノリの被害があると言つてゐる。

全然実態を知らないんですよ。どうですか、総理に徹底して教えてみるつもりはありませんか。

○鹿野国務大臣 総理自身が長い間この諫早問題にも取り組んできたということは、先生御承知のとおりであります。そういうようなことも踏まえて、高裁判決を重く受けとめたというふうなことから判断がなされたわけでござりますけれども、総理自身も、基本的に、この開門等をどういう方法でやつしていくかということをございますけれども、いろいろな方法があつたとしても、この開門によつて防災上、當農上あるいはまた漁業といふふうな方々に対してやはり影響があるとするなら、万全の策を講じてやつていかなきやならない、

考え方にしておるということだけは御理解をいただきたいと思います。

○谷川委員 私が去年四月二十二日に当時の大臣に質問したときに、赤松大臣は、科学的なデータやきちつとした調査に基づいて、きちつと結論を出していくのが政治家、大臣としての私の使命であり役割である、地元の意見を無視して強行したことなどということはやらない、地元の皆さんとの了解をとらなければあけるなんということはやらないと明確に答弁しております。

にもかかわらず、総理は、同じ政権の所管大臣の答弁を独断で覆し、環境アセスによる科学的、客観的検証の結果も出ないまま、地元の了解もとらずやっているんです、何と答弁しようが。

だから、カバーする気持ちはよくわかります。何回でもカバーしてください。議事録を持つて僕は選挙区を回るんだから。どんどん総理をカバーしてくださいよ。しかし、つじつまが合わぬことはそっちの失政になるよ、つじつまが合わぬ答弁をしたら。やはりかばい切れないのであるのじやないですか。思いませんか、副大臣。この総理はかばい切れねわと思いませんか。

○鹿野国務大臣 赤松大臣等々のときにおける大臣の発言等々、また、そういうふうなことは本当に重く受けとめなければならないところでございまして、それだけに、前もって長崎県関係者の方々に何ら具体的な形でお知らせをすることなく判断をしてしまったということに対しては、重ねて申し上げますけれども、私は心から申しわけなく思っておりますということを陳謝しておるところ

でございます。

○谷川委員 西岡議長が、文芸春秋二月号で、今までいろいろ言っているんですが、それを踏まえてですが、今までの大臣の答弁をお聞きするつれて、十分な検討をされたはずであるにもかかわらず、総理が福岡高裁の判決に対して内容を詳細に分析することなく、理解もしないで上訴の放棄を判断したとか私には考えられません、何と言えども。質問状に対する回答においても、具体的な回答は全くありません。くどいですけれども、皆さん、必ず読んでくださいね。

同じ民主党の重鎮である西岡議長が文芸春秋において、総理はスタンダードプレーありきの思いつきと言われているんです。ここに持ってきて読みたいたずさん、手に入れて読んでください。

一番ここで皆さんに考えていただきたいのは、こうして防災機能をしている、そして塩分が上がつてくるのを阻止している、これをあけてこうしたたら全部ぐちやぐちやになつてしまふ。これをもとに直す方法はない。副大臣は、なかつたらあけぬと言っていますけれども、本当にあけないと云うんですか。我々は今から一生懸命かかつて証明すればいいんですね。五年間あけたら防災機能を維持する方法はないと証明すればいいんですね。

○筒井副大臣 先ほど申し上げましたように、環境アセスばかり言つていると言われましたが、これは長崎県側の意見でもあるというふうに私は理解をしております。今、科学的知見に基づく調査というのはこの環境アセスしかありませんから、

それを見た上でなくて、その前に、それがない段階で具体的な開門の方法や対策を決めたとすれば、それは長崎県側からもより批判されるんではないですか。

だから、そう言つて……（谷川委員「だから上げろよと言つているんだ」と呼ぶ）いや、まずそれが前提で、その上で、今の環境アセスの三つのケースの場合にどういうふうになるのか。一部開門を含めてでございますから、その場合には、全体の中で必ず対策はあるし、対策ができるものというふうに今のところ考えているところでございます。

○谷川委員 時間がもうないので、最後に、地元の声をお届けします。

諫早市長がこう言つてくれと言つているんですけど、常時開門により、潟土が堆積し、かつての洪水被害や排水不良が予想され、調整池水位をマイナス一メートルで管理できず、防災機能に大きな影響が生じ、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすため、地元は非常に不安です。海水導入により広大な調整池が農業用水に使えず、代替水源も何一つ具体的に示されず、干拓地の膨大な農業用水を確保できる新たな水源はありません。また、干拓地及び背後地で塩害や潮風害が再び発生するおそれがあります。二百五十メートルの二ヵ所の排水門から海水が出入りし、排水門周辺で速い潮流が生じ、潟土を巻き上げ、諫早湾外まで濁りが拡散し、魚介類や海藻類への深刻な被害が予想され、調整池の淡水系なども破壊されます。こ

雲仙市長は、これまでに長年、たび重なる排水不良や高潮により、住宅、農地は被害を受けてきており、諫早湾干拓事業が半世紀にもわたり糾余曲折を経てやっと完成し、防災、農業生産向上と地域住民の悲願がかないました。今回の国の対応は、これまでの国の一貫した政策を否定するものであり、雲仙市民の合意は得られるものではなく、とても容認できません。こういうふうに言つているんです。

どんなふうに答えたらいいか、ちょっとだけでも、大臣、教えてください。帰つてから私はこの人たちにどんなふうに言つたらいいか、教えてください。

○鹿野国務大臣 諫早の皆様方のお声というものは、お考えというものは、重ねて申し上げますけれども、私も直接お聞かせいただいておるわけでございまして、それだけに、開門というふうなことになつた場合に、方法はいろいろありますけれども、當農上も防災上も、漁業者の方々にも影響がないように、不利益を強いることがないような形であらゆる努力をしていかなければならぬ、こう思つておるところでございます。

○谷川委員 もう時間がないので、また党内でお願いして、次の機会にもう一遍整理して、再度、僕は諫早については質問させていただきます。

最後に、TPPについてですが、全く諫早と一緒に、諫早と一緒ですよ。何かということは、開国をやるんだと。開国をやるんだということは、鎖国をしているということなんですね。ところが、農産物の関税は日本は物すごい低い

んです、一一・七。韓国は六二・二でしよう。FTAで我々が目標としている韓国は六二・二で、うちが一一・七。どこが鎖国をしているんですか。だから、この人は情緒的に、感覚的に、自分の都合のいいように考える癖があるんですよ。これは強く強く僕はお願ひしておきますよ。もうちょっと科学的知見に基づいて、統計学的に物事は考えていただきたい。

問題とするなら、七七八の米でしよう、三八・五の牛肉でしよう。これをゼロにしたらつぶれますよ。そこを頭に入れながら、つぶれない、こう言うんです。周辺の環境整備と言つていますが、具体的には、担い手をつくるんだ、規模拡大するんだ、流通を整備するんだと、実現を掲げて言つているけれども、それ以上のことは我々には全然入つてこない。こういうところでばんと TPP を構えなしにやつたら、農産物がつぶれ、私のふるさとの壱岐、対馬、五島列島は無人島になりますから。

何かコメントがあつたらどうぞ。

○鹿野国務大臣 谷川先生のTPPに対する基本的な考え方というふうなものは、これから総理自身が、六月をめどにいたしまして交渉参加をするかどうか判断していくと、ということを言われているわけでありますけれども、そういう中で、いろいろ国会における議論、あるいはまた、これから情報をできるだけ共有する中で国民の人たちにも提供して、どのようなお考えに立つておられるかということを総合的に判断していかなければならぬと思つておるところでございます。

○谷川委員 最後に要望して終わりますが、次の機会に、諫早については、きょうの答弁をもう一度よく読んで、そして、さらに関係者と話し合つた上で、もう一回冷静に沈着にやらせていただくことをお願いします。

終わります。